

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 承認申請却下処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(中京税務署長)

平成27年4月9日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・京都地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成26年3月13日判決、本資料264号-48・順号12429)

判 決

控訴人(原告)兼亡甲訴訟承継人	乙
控訴人(原告)兼亡甲訴訟承継人	丙
控訴人(原告)兼亡甲訴訟承継人	丁
亡甲承継人	A
上記4名訴訟代理人弁護士	松尾 美幸
被控訴人(被告)	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	中京税務署長 荒木 敏明
同指定代理人	帆足 智典

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人ら

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 処分行政庁が平成23年6月21日付けで亡甲、控訴人乙、同丙及び同丁に対してした遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請に対する各却下処分をいずれも取り消す。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、被相続人戊(以下「戊」という。)の相続人である亡甲(以下「亡甲」といい、原判決中の「原告甲」は「亡甲」に読み換える。)、控訴人乙、同丙及び同丁が、処分行政庁に対し、戊の遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請をしたところ、処分行政庁が上記各承認申請をいずれも却下する処分をしたため、各却下処分の取消しを求めた事案である。

原判決は、亡甲及び上記控訴人らの請求（以下「本件各請求」という。）をいずれも棄却したため、亡甲及び上記各控訴人らが控訴した。亡甲は、平成26年3月●日に死亡したため、同人の相続人である上記控訴人ら及びAが亡甲の訴訟を承継した。

- 2 前提事実、関係法令の定め、争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、原判決8頁18行目の「現況は」を「亡甲死亡時まで」に、同行目の「使用されている」を「使用されていた」に改めるほか、原判決の「事実及び理由」欄の第2「事案の概要」1ないし4（原判決2頁14行目から10頁20行目まで）のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件各請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」欄の第3「争点に対する判断」1ないし3（原判決10頁22行目から15頁4行目まで）のとおりであるから、これを引用する。
- 2 その他、当審における控訴人らの主張によっても、前記認定、判断を左右するには足りないというべきである。
- 3 以上によれば、本件各請求は理由がないから、これらをいずれも棄却すべきである。よって、これと同旨の原判決は相当であり、本件各控訴は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 田川 直之

裁判官 浅井 隆彦

裁判官 西岡 繁靖